

財務省告示第四百十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
四	発行額	額面金額で二千四百億円
五	払込金額	二千三百九十九億五千二百万円
六	種類	円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十月二十一日
八	発行価格	額面金額百円につき九十九円九十八銭
九	利率	年一・二パーセント
十	経過利息の払込み	年金資金運用基金理事長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{12}{100} \times \frac{31}{365}$$

平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十	十	十	十	十
六	五	四	三	二
払	払	元	償	償
込	場	利	還	還
期	所	金	金	期
日		支	額	限

平成十四年十月二十一日
 取扱店並びに取扱郵便局
 国債代理店及び国債元利金支払
 日本銀行本店、支店、代理店、
 日面金額百円につき百円
 額面金額百円につき百円
 平成二十四年九月二十日
 平成二十四年九月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 後第二期利息以

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額 $\times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$